

令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書にかかる措置状況通知

意見・要望事項（監査委員の意見・要望事項）	措置内容、対応、考え方等（意見・要望事項に対する所管の回答）	
<p>(1) 債権管理条例の制定について</p> <p>市が所有している債権は、市税、保険料、保育料をはじめ、手数料、貸付金の返還金、水道料金など多岐にわたり、これら債権は市にとって貴重な財源であり、適正に管理し、確実に徴収することは市民負担の公平性の確保からも重要になってくる。</p> <p>これらの債権は、市税や保険料、保育料などのように公法上の原因により生じる公債権と水道料金や各種貸付金の返還金、市営住宅の家賃のように私法上の原因によって生じる私債権とに分かれ、滞納処分などの強制執行又は不納欠損処分などの権利を放棄するルールが異なっていることから効率的な事務を進めるうえで大きな妨げとなっている。</p> <p>そこで、債権の発生から消滅までの手続きや処分の基準を明らかにし、債権管理のいっそうの適正化と円滑な事務執行を目的に債権管理条例の制定が必要と考えるので検討されたい。</p>	担当部課	総合行政部 行政管理課
	<p>地方公共団体が行う債権管理は、公法上の原因（行政処分）により発生する債権及び私法上の原因（契約、不法行為等）により発生する債権に分けられます。</p> <p>現状、本市が有している公債権については、収納管理課を中心に地方自治法その他関係法令の規定に則り、適正に管理しております。</p> <p>また、私債権につきましても、各債権の所管課において適正に管理しておりますが、私債権のうち自力執行権のない債権（市営住宅使用料、水道使用料、学校給食費等）は、原則として民法の規定がすべて適用されることから、債務者からの時効の援用がなければ債権は消滅しないため、事実上の収入の見込みがない債権が残ることは、適切な債権管理の観点から望ましくないものと認識しております。</p> <p>今後、本市の債権管理の現状と課題を整理し、債権管理条例の制定の必要性について調査、研究をしてまいります。</p>	

<p>(2) なおいっそうの法令遵守を</p> <p>市の職員服務規程の第2条「サービスの原則」の中で、「職員は、常に市民全体の奉仕者としての自覚に徹し、公務の民主的、かつ、能率的な運営を図り、法令、条例、規則その他の規程を守り、誠実公正に職務を執行しなければならない」と記されている。</p> <p>もう一度、市行政の基本となる条例や規則は全職員がしっかり理解して市政の執行に心掛けるとともに、特に環境、障がい者福祉、男女共同参画など全庁横断的な施策や市政運営の基本となる市民協働などは、各種法令に沿って確実に事務執行が行われているか担当所管を中心に事務管理の徹底を図りたい。</p> <p>なお、志木市市政運営基本条例、志木市地域共生社会を実現するための条例、志木市環境基本条例など市政運営の基本となる条例は、市のすべての施策の基となることから全職員がしっかり理解し各事業の執行に当たって頂きたい。</p>	担当部課	総合行政部 人事課
	<p>市民全体の奉仕者として、関係法令、条例、規則及びその他規程等を遵守し、誠実公正に職務を執行するとともに、職員一人一人が自覚ある判断や行動ができるよう研修等を通じ、必要な知識の習得や倫理意識の醸成など人材育成に努めてまいります。</p> <p>加えて、市民の疑惑や不信を招くような行為は厳に慎むよう、服務規律の確保についても依命通知等を発信するなど注意喚起を行ってまいります。</p>	
	担当部課	市民生活部 環境推進課
	<p>志木市環境基本条例は、志木市環境審議会、関係課などと連携して策定をしました。</p> <p>周知につきましては、同条例に基づく「志木市環境基本計画」を広報・ホームページ等で周知をしています。</p> <p>また、全職員が理解し事業の執行にあたるために、同計画の重点的な取組として各分野に渡る対象計画（「志木市地球温暖化対策実行計画」、「志木市自然保全再生計画」など）の進捗管理を志木市環境審議会や志木市環境市民会議で実施しています。</p> <p>今後は、「志木市地球温暖化対策実行計画」による、温室効果ガス排出量の削減を目的とした各年度の結果について周知するなど、全庁的に志木市環境基本条例に基づく取組を進めて参ります。</p>	

<p>(2) なおいっそうの法令遵守を (つづき)</p>	<p>担当部課</p>	<p>福祉部 共生社会推進課</p>
	<p>志木市地域共生社会を実現するための条例は、地域福祉推進委員会、成年後見制度利用促進審議会、地域自立支援協議会、庁内福祉施策推進会議、関係課などと連携して策定をしました。</p> <p>周知にあたっては、小中学校、町内会、民生委員・児童委員協議会等への説明・周知用パンフレットの配布、広報・ホームページ・窓口等で周知をしています。</p> <p>また、全職員が理解し事業の執行にあたるために、条例の重点的な取組として各分野に渡る対象7事業（ヤングケアラー支援事業、歩道快適化事業など）の進捗管理を地域福祉推進委員会で行っています。</p> <p>今後は、障害者差別解消法の新規採用職員向け研修の際に周知を行っていくことと合わせて、福祉分野の上位計画である地域福祉計画に条例を取込み、各分野の計画に反映させることで全庁的に地域共生社会を実現するための取組を進めて参ります。</p>	

(2) なおいっそうの法令遵守を

(つづき)

担当部課

市長公室 政策推進課

男女共同参画の取組については、各課に男女共同参画推進員を配置することによる意識啓発に努めるとともに、男女共同参画基本計画に基づき、関連する事業について、毎年度、進捗管理を行っているところです。

また、市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的とした理念条例である「志木市市政運営基本条例」は、本条例のみを根拠として実施している事業はないものの、本条例の理念により各施策の立案を行っており、意見公募手続や事業判定会といった制度を通じて、幅広く市民の意見を取り入れ、市民参画を実現しているところです。さらに、各個別計画の策定等に当たっても、市民アンケートや市民が参加する検討委員会等の手法により市民参画を実現しているところです。

今後におきましても、市の最上位計画である総合振興計画の策定や進捗管理の過程を通じて、「市民力でつくる 未来へ続くふるさと志木市」の実現に向け、全庁的な意識の醸成に努めながら、本条例の理念を踏まえた市政運営に努めてまいります。

<p>(3) 指定管理者制度の随意指定について</p> <p>令和4年度は、指定管理の更新時期となり多くの施設で選定事務が行われた。うち、選定替えとなった9施設すべてが、指定管理者制度の原則である公募（競争性の発揮）による選定はなく、随意指定であった。</p> <p>随意指定については、指定管理者制度の例外として総務省通達により認められた制度で、公の施設の管理方針により限定的に認めている制度である。そこで、随意指定の理由を明確にしておくとともに、随意指定の根拠となる事業実績の適切な把握のためのモニタリングをしっかりと行い、選定結果が市民に理解してもらえるようなおいっそうの選定事務の適正化に心掛けたい。</p>	<p>担当部課</p>	<p>市長公室 政策推進課</p>
	<p>本市において、指定管理者制度の導入にあたっては、原則、公募としているところではありますが、施設の設置目的や状況に応じて随意指定とする場合があります。</p> <p>随意指定にあたっては、公の施設の管理方針において、随意指定の考え方を規定しているところであり、令和4年度に選定替えとなった9施設については、「地域の住民団体等で管理することが効果的な地域密着型施設」及び「施設の在り方について検討中の施設や建替え・複合化等の施設整備を近く実施することとしている施設」を理由として、随意指定としたところであります。</p> <p>また、指定管理者制度は、市に代わって民間事業者等が施設の管理運営を行っていることから、公の施設の設置者である市としての責任を果たすため、指定管理者による施設運営が適切に行われているか、また、良質な市民サービスが提供されているかといった項目を確認するためのモニタリング調査を毎年度実施しており、その結果を市ホームページにおいて公表するとともに、モニタリング調査の結果を踏まえて、必要な業務改善を求めているところであります。</p> <p>今後におきましても、公募による選定を原則としながら、施設の態様等に応じて適切に選定を行うとともに、市と指定管理者で適切な連携を図りながら、安定的、継続的な施設サービスの提供につなげてまいります。</p>	

(4) 職員の人材育成と職員研修について

組織運営をする上で最も重要なのは、組織全体のポテンシャルを最大限生かすための「優れた人材」である。

市では、「志木市人材育成基本方針」の改訂を行い、高度化、多様化する市民ニーズに的確に応えられるよう、組織力の更なる向上を図るため、人材の確保、育成、活用の重要性が示された。

変化が激しく複雑な行政環境に的確に対応し、今以上に市民に対する責任を果たし、継続的に高い行政効果を上げるためには、職員一人ひとりの資質、能力、意欲を十分に高め、発揮できる職場環境と職員研修が必要になる。

以前にも指摘したとおり、新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、職員研修の予算は年々減少し、執行率も低くなっている。そこで、今後の研修企画にあっては、研修内容をもう一度精査し、職員にとって魅力的な研修を積極的に取り入れるようお願いしたい。例えば、情報集取のための「先進市視察」や職員がグループで課題を見つけ研究する「グループ研修」「職員の提案制度」など、職員の自主性を重視した実効性のある人材の育成に取り組んで頂きたい。

担当部課

総合行政部 人事課

志木市人材育成基本方針を改訂し、職員一人一人が、組織や個人の将来目標を見据えた研修を積極的に受講できるよう、一人一研修を継続し、計画的な研修の実施に取り組んでいます。また、役立つ研修情報の提供も積極的に行ったり、彩の国人づくり広域連合の研修や無料のeラーニングなど、研修費用を掛けなくても受講できる様々な研修も積極的に取り入れています。

さらに、自らの能力を高めるための自主的な研修に対する助成や先進地視察などに参加できる環境整備、柔軟な発想力や企画力の醸成を図りながら前例踏襲にとらわれない業務改善策や新たな発想を促す職員提案への積極的な応募の呼びかけなども、併せて行っております。

今後につきましても、魅力ある研修を模索しながら、引き続き職員の能力向上に資する計画的及び効果的な研修の実施を進め、市民の信頼に応える人材の育成に努めてまいります。

(5) 単価契約について

「単価契約」とは、年間または一定期間を通じて複数回の契約又は執行を予定するもので、あらかじめ契約単価を決めておく契約方法である。最近では物品購入契約から草刈り、草の処理、水路・側溝清掃、汚泥処理、公園などのごみ回収、樹木の剪定、スズメバチの駆除など多くの委託業務で単価契約が行われ、一契約あたりの支出額が随意契約の自治法施行令第167条の2第1項第1号の金額を超える契約も多くなってきた。

あくまでも単価契約における業者の決定は、契約の原則である競争入札が原則で随意契約は例外的な措置であるが、現状を見ると年度始めの契約が多く入札をするいとまがないという理由で、ほとんどの単価契約が随意契約で行われている。

今後は契約内容を精査するとともに入札が可能な単価契約については入札を行うなど競争性を発揮できる契約方法を検討されたい。

また、令和元年度の決算審査で指摘した、単価契約に関する全庁的な運用基準として「単価契約事務取扱要領」などの作成については、早期に策定を検討されたい。

担当部課

総合行政部 行政管理課

単価契約については、総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されるものについて、その予定総支出額が自治法施行令第167条の2第1項第1号の金額を超えるものについては、原則として競争入札に付すこととしております。

しかしながら、年度当初から履行する必要又は可能性があるものについては、予算執行前（4月1日以前）には自治法の解釈上、契約の準備行為である入札が執行できないことから、本来入札に付すべき契約の案件につきましても、随意契約とせざるを得ず、特に単価契約については、その目的や仕様等から年度当初の契約が多くなる傾向にあります。

なお、これらの随意契約についても、原則として「競争性のある随意契約」とするため、志木市契約規則に規定する登録業者の内、複数者から見積書を徴することとしており、かつ、予定総支出額に応じ、志木市工事請負業者指名委員会又は志木市随意契約の発注に係る部内選定委員会設置要綱に基づく各部内選定委員会において、見積を徴する業者の選定を行うなど、競争入札と同等の手続きを行っておりますので、競争性は確保されているものと認識しております。

以上のことから、単価契約については適切な運用がなされているものと考えておりますが、今後も、契約状況の把握、課題等の整理に努めてまいります。

<p>(6) 市債残高と金利の動向について</p>	<p>担当部課</p>	<p>総務部 財政課</p>
<p>世界的なインフレが続く中、主要国は次々と政策金利の引き上げを進めている。我が国でも長期金利が上がり始め0.25%から0.5%へと推移している。当然今後借り受ける市債の借り入れにも影響がでる。また、以前借り受けた「庁舎建設事業債」においては、借り受け条件に「10年見直し」が入っており、金利の上昇は見直し時に影響が出る。今後の市債の償還計画及び新たな市債の発行については十分金利の動向を注視し計画的で確実な執行に努められたい。</p>	<p>庁舎建設事業などの地方債借入額が大きくなる事業債については、耐用年数などにより30年償還の10年毎利率見直しと条件を設定しておりますが、これは一般的に30年程度の長期貸付においては、貸付側の条件として固定利率は難しいといった点を考慮したものであり、10年毎にその時点での市場金利などを参考に利率見直しを行うため、10年間の利率見直し方式を設定したところであります。</p> <p>なお、これら利率見直しを行う際には、単に現行の借入先と変更契約を行うのではなく、再度、複数の金融機関に利率照会を行ったうえで、最も低い金利を提示した金融機関に借入を行う予定であります。</p> <p>いずれにいたしましても、地方債の活用にあたっては、今後、国の想定金利の上昇も見込まれる状況でありますので、公債費の入念なシミュレーションを行いながら、計画性をもって運用することはもとより、交付税措置が見込める有利な地方債を積極的に活用するなど市の財政負担の影響を最小限とするよう取り組んでまいります。</p>	

<p>(7) 放置自転車返還手数料について</p> <p>令和4年度の放置自転車撤去数は、186台（志木駅前78台、柳瀬川駅前108台）で、放置自転車は、監視・撤去の強化などで近年は減少傾向にある。返還料については条例制定以降改定がなく自転車1台2,000円、バイク1台3,000円とのことである。返還料の性格は公共の場所に自転車等を放置させない抑制策としての罰則規定である。4年度の撤去のための関連費用を見ると308万円で、1台当たりの費用は約1万6,500円となる。経費と手数料を比較すると大幅に経費が多くなっていることから、近隣市の状況等を考慮しつつ適正な手数料の改定を検討されたい。</p>	<p>担当部課</p>	<p>都市整備部 都市計画課</p>
<p>(8) 危機管理情報をどう生かすか</p> <p>不祥事、事務上のミスなどを起こさない仕組みづくりは行政運営で最も重要とされている。問題が起きると行政運営に多大なる悪影響を及ぼすとともに最終的には市民から市政への信頼がなくなる。そこで、「起きない体制」「起こさない体制」をつくることが重要であるが、行政運営上のミスは起きることを前提に起きる原因を事前に想定し対策を講じておくことが重要と言われている。</p> <p>防災危機管理課が行っている、「危機情報連絡表」は再発防止のための貴重な情報であることから、収集した情報を積極的に再発防止に生かすよう更なる活用方法を検討されたい。</p>	<p>担当部課</p>	<p>総務部 防災危機管理課</p>
<p>埼玉県内の40市のうち、放置自転車等撤去返還手数料を本市と同等の金額に設定しているのは20市となっており、本市より高い料金を設定している自治体は、3市のみとなります。なお、近隣の朝霞市は1500円、新座市、和光市、富士見市は本市と同じ2000円に設定しております。</p> <p>返還手数料を上げた場合には、返還手続きに来なくなる人が増えて自転車処分費が増大し、更に費用が増加することも想定されるため、近隣市と情報交換を行うとともに撤去費用の縮減も含めて今後考えてまいります。</p>	<p>危機が発生、又は発生のおそれがある場合には、危機管理実施手順に基づき、職員は速やかに所属長へ報告するとともに、防災危機管理課へ「危機情報連絡表」を提出することとなっており、報告のあった危機情報は全庁に公開して情報の共有に努めております。</p> <p>そうした中、令和4年度定例監査報告書におけるご意見を受け、現在の危機情報連絡表に危機の種類と影響レベルを記入するよう様式の一部を変更いたします。これにより、危機情報連絡表を作成する際には、市民への影響や深刻度をふまえて危機事象を振り返ることとなり、職員（当事者）への意識付けにつながるものとなります。</p> <p>また、危機の種類や影響レベルにより分類をすることで、危機発生の傾向などが分析できれば、その根拠をもとに事前の情報発信や注意喚起を行い、再発防止につなげたいと考えております。</p>	

<p>(9) 特別会計からの繰入金について</p> <p>数年前より、国民健康保険特別会計の繰越金の一部を一般会計に戻す繰入を行っている。3年度が約3,238万円、4年度は約1億5,863万円である。現在国民健康保険特別会計は、国民健康保険加入者の減少や高額医療の増加などにより財政運営は年々厳しさを増し、国民健康保険特別会計の歳入不足を補う法定外繰入金も多くなってきている。一般会計に繰り戻す繰出金は、この法定外繰入金の残った一部を戻すとのことであるが、今後の国民健康保険財政の運営や、特別会計である国民健康保険会計の独立性を考えると、安易に一般会計に戻すのではなく、長期的視点に立った財政運営をするため、国民健康保険財政調整基金に積み立てるなどの検討をされたい。</p>	担当部課	総務部 財政課
	<p>国民健康保険特別会計からの繰入金については、歳出に対する歳入の財源不足を補うことを目的とした一般会計からの法定外繰出金について、決算の状況を踏まえ特別会計から繰入しているものであります。国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険税や国庫支出金等で賄うことにより、国民健康保険特別会計の収支が均衡することが重要であると捉えていることから、法定外繰出金を精算することなく特別会計の基金へ積み立てるなどして運用することは、国民健康保険特別会計における財政状況の一進一退が見極めにくくなるなど課題もあり、現状では難しいものと考えております。しかしながら、長期的視点に立った国民健康保険の安定的な財政運営については、重大な課題として捉えておりますので、今後、関係所属と協議してまいります。</p>	
	担当部課	子ども・健康部 保険年金課
	<p>国民健康保険特別会計については、収納率向上の取組等、着実な保険税収入の確保と適正な一般会計からの繰入れ等とともに、総合的かつ長期的視点に立った歳入財源の確保、及び安定的財政運営を講じる必要があることから、繰越金を活用した国民健康保険財政調整基金への積み立てをはじめ赤字解消に向けた取組みについても、国民健康保険運営協議会にてご審議いただくとともに、関係所属との協議を継続してまいります。</p>	

(10) 街づくりの中の鉄道交通について

今回のダイヤ改正で快速急行が志木駅停車から朝霞台停車に変更になった。以前から志木駅は東武東上線の主要駅として、ほとんどの列車の停車駅になっていたことを考えると、今回の改正は志木市にとっては大きな痛手になる。

鉄道の利便性は、街の評価に大きく影響する。特に都内に通勤する市民が多い「ベッドタウン」として発展してきた志木市のまちづくりにとっては根幹をなすものである。

今回のダイヤ改正が街の「価値」（不動産価格、高所得者、若者の流入）を測る指標等に影響しないことを祈るとともに、快速急行の停車駅となるよう要望を継続し、今後の快適なまちづくりを進めるうえで、鉄道交通がどのような役割を果たすか総合的に検討されたい。

担当部課

都市整備部 都市計画課

東武東上線沿線の7市1町（川越市、和光市、朝霞市、新座市、志木市、富士見市、三芳町、ふじみ野市）で構成される東武東上線改善対策協議会において、輸送力の増強や鉄道施設の整備・改善を促進するため、毎年東武鉄道(株)に対して要望書を提出しているところであり、令和5年度より新座市と連携し、志木駅に快速急行が再び停車するよう要望する旨を記載しております。

また、東武東上線の志木駅と柳瀬川駅は交通の拠点になっていることから、志木都市計画マスタープランにおいて「志木駅周辺は交通の利便性が高く主要施設が多数立地する中心商業地として商業・業務機能の集積、にぎわいの創出を目指していく」と記載しており、引き続きにぎわいのあるまちづくりを進めてまいります。

<p>(11) 学校教育課の組織見直しについて</p> <p>学校教育課の所掌事務は、現在、学習指導や教職員の人事・研修に関する事など教育指導に関する事務と、児童生徒の入就学、保健、給食、就学援助などの学事庶務に関する事務、小中一貫教育や教育ICTなど新たな取組に関する事務など範囲が広がっており、令和5年度当初での人員は、指導主事等教員資格者9名、一般事務職4名、栄養士1名が配置されている。このうち指導主事は、教育課題がますます増加する中であって、教育指導に加え、契約その他、多くの一般事務まで担当しており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第18条第3項の規定により指導主事が従事するとされる「学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務」に集中しきれない状況である。</p> <p>こうしたことから、学校教育に関する業務を効果的に推進する体制として、学校教育課を教育指導と学事庶務の2課に分けるなど、指導主事が本来担うべき事務に集中して取り組めるよう、組織の見直しを検討されたい。</p>	<p>担当部課</p>	<p>教育政策部 学校教育課</p>
	<p>学校教育課の所掌事務は、学力向上・体力向上などの教育指導に関する事務、臨時的任用者・退職した教職員への対応などの教職員の人事、教職員の研修に関する事務のほか、児童生徒の入就学、保健、給食、就学援助、教材備品・教科用図書などの学事庶務に関する事務に加え、小中一貫教育やICT教育など、新たな取組に関する事務を行っており、組織、予算の規模とともに拡大してきております。</p> <p>また、そのような中、課内の職員それぞれが多くの業務を抱えていることから、指導主事が担当している業務については、業務内容を最もよく把握している指導主事自らが、ご指摘のとおり、契約、その他一般事務まで行っている状況にあります。</p> <p>今後、指導主事が本来担うべき事務に集中して取り組めるよう、学校教育課の所掌事務の見直しも視野に入れ、他市の組織の状況なども参考にしながら、より効率的な組織のあり方を検討してまいります。</p>	